

多摩市重点対策加速化事業公共施設太陽光発電設備等導入事業提案依頼書

1 件名

- (①) 多摩市重点対策加速化事業公共施設太陽光発電設備等導入事業(市民活動・交流センター)
- (②) 多摩市重点対策加速化事業公共施設太陽光発電設備等導入事業(和田・東寺方コミュニティセンター)

2 業務の内容

詳細については、別資料「多摩市重点対策加速化事業公共施設太陽光発電設備等導入事業標準要求書」のとおり。

3 参加に係る手続き

(1) 企画競争参加申請書の提出

本プロポーザルに参加の意向のある事業者は、企画競争参加申請書（様式1）、会社概要（様式2）及び参加資格に係る書類を提出すること。

ア 提出期限

令和8年2月19日（木）午後5時（必着）

イ 提出先

〒206-8666 東京都多摩市関戸6-12-1 多摩市役所東庁舎1階

多摩市環境部環境政策課

担当 廣田、間中

TEL 042-338-6831 メールアドレス tm291000@city.tama.tokyo.jp

ウ 提出方法

持参、郵送又は電子メール（Eメール）

- ・ 郵送又は電子メール（Eメール）の場合は、発送（送信）後に必ず提出先まで電話連絡を行うこと。
- ・ 持参の場合は、事前に電話連絡の上、平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に、環境部環境政策課（多摩市役所東庁舎1階）において、担当に手渡しすること。

エ 提出部数

1部

(2) 参加資格確認結果の通知等

企画競争参加申請書を出したものについて、提案者の資格を満たすものであるかを確認し、参加意向の申出者全員に対して、参加資格確認結果通知書を通知する。併せて、参加資格があると認めた者に対し、各施設の図面、構造計算書又は構造計算概要書及び各施設の1年間の電力使用量の30分値を提供する。

ア 通知日・通知方法

令和8年2月24日（火）までに、電子メール（Eメール）で通知する。

イ その他

参加資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができる。なお書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに企画競争参加申請書提出先まで提出しなければならない。本市は上記書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

4 質問書の提出

本依頼書等の内容について質問のある場合は、次により質問書（様式 6）を提出すること。質問内容及び回答については、市ホームページ上で掲載する。なお、質問がない場合は、質問書の提出は不要。

(1) 提出期限

令和 8 年 3 月 13 日（金）正午（必着）

※ 期限後の質問に関しては、一切受け付けない。

(2) 提出方法

電子メール（E メール）

(3) 送付先

3 (1) イと同じ

(4) 回答

令和 8 年 3 月 18 日（水）午後 5 時までに、市ホームページ上にて回答する。

（再質問は原則受け付けない。）

5 企画提案書の内容

(1) 提案は、標準要求書別紙 1 のすべての施設を対象とし、次の項目について行うこと。

また、所定の様式に記載すること。なお、提案内容は「標準要求書」の内容を踏まえたものであること。

ア 事業の実施内容（様式 4－1）

事業の実施内容には、次の（ア）から（キ）までを必須事項として含めること。なお、検討にあたっては以下の情報を参考に検討すること。

- ・ 標準要求書別紙 1 に記載の施設の予定電力使用量及び契約電力
- ・ 提供した各施設の図面に記載した設置可能範囲図（ただし、実際の施工に際しては施設管理者と十分な協議を行い決定する。）
- ・ 提供した構造計算書等の資料
- ・ 提供した各施設の 1 年間の電力使用量の 30 分値

(ア) 実施方針

※ 提案の基本方針・概要等を記載すること。

※ 設備の平常時のシステム構成図を記載すること。

(イ) 太陽光発電設備容量

※ 各施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））を検討すること。

(ウ) 蓄電池設備容量

※ 各施設における想定設備容量（蓄電池出力（kW）及び容量（kWh））を検討すること。

(エ) 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

※ 各施設における想定自家消費電力量を検討すること。検討に当たっては、各施設の内訳と両施設合計の自家消費電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。

※ 温室効果ガス排出削減量は、各施設の内訳と両施設における1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出係数は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（平成29年2月環境省地球環境局公表、令和7年3月改定）で定められている0.438kg-CO₂/kWhを使用すること。

(オ) 設備設置仕様

※ 太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む。）を記載すること。

※ 想定する設置場所での設置方法はJIS C8955に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐え得る構造であること。

(カ) 非常時・停電時に利用可能なシステム

※ 以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

- ・ 非常時・停電時のシステム構成図
- ・ 非常時・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）
- ・ 自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力（kW）

(キ) リース料金及び発電設備導入前後の電気料金（参考見積）

※ リース料金は契約ごとにリース期間中は均等払いとし、市が提示した契約目途額（上限額）を基に、多摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金及び区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業を併用活用した場合の料金を提案すること。

※ 本事業の実施に係る総事業費及びその内訳、補助対象経費の額を示すこと。

※ (エ) で見込んだ電気の自家消費量に相当する電気料金の削減額を提案し、削減額の考え方、条件を付記すること。

※ リース期間終了後は、市へ設備の無償譲渡を行う。無償譲渡後の10年間当該設備を運用することとした場合に、市が負担すべき保守、維持管理費用（機器の交換を含む。）の概算額について付記すること。

イ 業務実施体制（様式4-2）

(ア) 事業実施体制図

(イ) 工事計画概要（設備導入工程表）、実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、事業フロー及びリース期間にお

ける維持管理等のスケジュール

(ウ) 市内の事業者の活用の提案（活用することができる場合に記載する。）

※ 受託候補者として選定された場合は、実施体制に市内事業者を必ず含め、結果を市へ報告すること。

(エ) リース期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、遠隔監視の有無等）、実施体制

(オ) 代表事業者の経営状況（3年間）

※ 貸借対照表、経常利益（又は営業利益率）、流動比率、自己資本比率等を記載すること。

(カ) 点検時の対応体制図、故障・緊急時の連絡方法

(キ) 契約期間中のリスクに対する対策

※ 損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

(ク) 事業実施に関する保証

※ 設備の導入及び契約期間中において設定する全ての保証内容を記載すること。

ウ 過去の類似業務実績（様式4－3）

※ 実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること（契約が証明できる部分のみの写しでよい。）。

エ チェックリスト（様式5）

※ 様式4－1及び様式4－2に記載したものに○をつけること。

(2) 用紙の大きさは原則A4縦版とすること。

(3) 企画提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 事業者が特定できる要素の記載については禁止とする（企業名・ロゴ等の記載）。

イ A4縦版横書きを基本とすること。一部A3版の使用も認めるが、その場合はA4版の大きさに折って綴じること。

ウ 枚数に制限は設けないが、企画提案書は簡潔にまとめること。

エ 両面印刷とし、ページの通し番号を付すこと。

オ 様式4－1から様式4－3は、各様式に定められた記載すべき内容を網羅していれば、レイアウト変更を含めて任意の様式の作成を認める図表等を記載してもよい。なお、読み取りやすい文字サイズ等に留意すること。

カ 表紙を付け、表題を記載すること。

キ 提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

6 評価基準

審査基準書のとおり

7 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の提出

- ア 提出部数 8部（正本1部、副本7部）
イ 提出先 3（1）イと同じ
ウ 提出期限 令和8年3月27日（金）午後5時（必着）
エ 提出方法
郵送又は持参
 - 郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行うこと。
 - 持参の場合は、事前に電話連絡の上、平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に、環境部環境政策課（多摩市役所東庁舎1階）において、担当に手渡しすること。

（2）その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しない。ただし、5（3）オに該当する場合を除く。
イ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料を求めることがある。
ウ 提出された書類は、返却しない。
エ 企画提案書の提出は、1提案者につき1案のみとする。
オ 提案内容の変更は認めない。

8 プロポーザルに関する審査

（1）第一次（書類）審査

企画提案は、審査委員会において審査する。審査に当たっては、審査委員会の各委員が「評価基準」に基づき採点し（1,200点満点（審査員一人につき、165点満点））、合計点が最低基準点（満点の5割）を上回った者のうち、得点が高い順にランク付けを行い、上位3者を第一次審査通過者とする。また、第一次審査通過者以外で最も得点の高かった者のうち、最低基準点を上回った者を第一次審査の次席者とし、第一次審査通過者の中から辞退などにより欠員が出たときに第二次審査に進むものとする。

なお、同点の場合でランク付けを明確にする必要がある場合は、審査員の投票で決する。投票においても同数の場合は、委員長により決する。

ア 日時

令和8年4月2日（木）予定

イ 第一次審査の結果

令和8年4月3日（金）予定

第一次審査通過者は上位3者とする。また、確定後速やかに対象者全員に文書により通知するが、審査の過程は公表しない。

ウ その他

第一次（書類）審査の結果については、企画提案書提出者全員に書類選考の結果通知書を電子メールにて送付する。第一次（書類）審査で選定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午

後5時までに企画提案書提出先まで提出しなければならない。本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(2) 第二次(プレゼンテーション・ヒアリング)審査

次により提案内容に関するプレゼンテーション・ヒアリングを行う。

ア 日時 令和8年4月17日(金)予定

イ 実施場所 多摩市役所会議室(予定)

ウ 出席者 総括責任者を含む5名以下とすること。

エ 発表時間 1企画提案者当たりプレゼンテーション20分、質疑(ヒアリング)10分(予定)。なお、提案者数に応じて変更する場合がある。

オ その他

(ア) 時間等詳細については、提案者あてに別途通知する。

(イ) 企画提案書を基に、口頭で発表を行うこと。

9 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び選定に関する審議は、次に示す委員会で行う。なお、プロポーザルの事務局は環境部環境政策課が行う。

名称	多摩市指名業者選定委員会	多摩市重点対策加速化事業公共施設太陽光発電設備等導入事業に係る審査委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の選定に関すること	プロポーザルの評価に関すること
委員	<ul style="list-style-type: none">・ 多摩市副市長・ 企画政策部長・ 総務部長・ 市民経済部長・ 都市整備部長・ 環境部長・ 総務部総務契約課長	<ul style="list-style-type: none">・ 環境部長・ 環境部地球温暖化対策担当課長・ 企画政策部施設保全課長・ 企画政策部財政課長・ 協創推進室次長・ くらしと文化部文化・生涯学習推進課長

10 選定結果の通知

選定結果は、第二次審査後、参加者全員に書面により通知し、また、市ホームページで公表する。

(1) 通知日 令和8年5月14日(木)頃に行う。

(2) その他 選定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに企画提案書提出先までに提出しなければならない。本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

11 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱う。
ただし、「多摩市情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがある。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできない。

12 プロポーザル手続きにおける注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各部の業者選定委員会において選定を見合わせることがある。
- (2) 選定された最適受託候補者とは、標準要求書に基づき詳細を協議し、詳細設計等の事業者自らが事業の安全性等を確認した書類について市の確認を受けた後、最適受託候補者として確定とし、契約目途額（上限額）の範囲内で契約を締結する。また、最適受託候補者は平行して都の区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業に基づく交付申請を行い、交付決定通知受領後、設備メーカー・施工業者と設備・工事契約を行うものとする。なお、契約条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがある。
- (3) 企画競争参加申請書の提出期限以後又は参加資格確認結果の通知日以後、最適受託候補者の選定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。また、最適受託候補者として選定されている場合は、次順位の者と手続を行う。

13 無効となるプロポーザル

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案依頼書に指定する企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 企画提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

14 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否 要する。